

# 八百津町国民保護計画

八百津町

# 目 次

第1編 総論.....	1
第1章 八百津町の責務、計画の位置づけ、構成等.....	1
1 八百津町の責務及び八百津町国民保護計画の位置づけ.....	1
2 計画の構成.....	1
3 計画の見直し、変更手続.....	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	3
第3章 基本用語の説明.....	5
第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	8
1 国民保護措置の全体の仕組み.....	8
2 各機関の事務又は業務.....	8
第5章 八百津町の地理的、社会的特徴.....	11
第6章 町国民保護計画が対象とする事態.....	16
1 武力攻撃事態.....	16
2 緊急処理事態.....	18
3 N B C 攻撃の場合の対応.....	19
第2編 平素からの備えや予防.....	22
第1章 組織・体制の整備等.....	22
第1 町における組織・体制の整備.....	22
1 町の各課における平素の業務.....	22
2 町職員の参集基準等.....	23
3 消防機関の体制.....	25
4 国民の権利利益の救済に係る手続等.....	26
第2 関係機関との連携体制の整備.....	27
1 基本的考え方.....	27
2 県との連携.....	27
3 近接市町村との連携.....	28
4 指定公共機関等との連携.....	28
5 ボランティア団体等に対する支援.....	29
第3 通信の確保.....	29
第4 情報収集・提供等の体制整備.....	30

1	基本的考え方.....	30
2	警報等の伝達に必要な準備.....	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	33
第5	研修及び訓練.....	34
1	研修.....	34
2	訓練.....	34
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	36
1	避難に関する基本的事項.....	36
2	避難実施要領のパターンの作成.....	38
3	救援に関する基本的事項.....	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	39
5	避難施設の指定への協力.....	39
6	生活関連等施設の把握等.....	39
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	41
1	町における備蓄.....	41
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	41
第4章	国民保護に関する啓発.....	43
1	国民保護措置に関する啓発.....	43
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	43
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	44
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	44
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置.....	44
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	46
第2章	町対策本部の設置等.....	47
1	町対策本部の設置.....	47
2	通信の確保.....	60
第3章	関係機関相互の連携.....	61
1	国・県の対策本部との連携.....	61
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	61
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	62
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託.....	62
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	63
6	町の行う応援等.....	63
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	63

8	住民への協力要請.....	64
第4章	警報及び避難の指示等.....	65
第1	警報の伝達等.....	65
1	警報の内容の伝達等.....	65
2	警報の内容の伝達方法.....	66
3	緊急通報の伝達及び通知.....	66
第2	避難住民の誘導等.....	67
1	避難の指示の通知・伝達.....	67
2	避難実施要領の策定.....	67
3	避難住民の誘導.....	70
第5章	救援.....	75
1	救援の実施.....	75
2	関係機関との連携.....	76
3	救援の内容.....	76
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項.....	79
5	救援の際の物資の売渡し要請等.....	79
第6章	安否情報の収集・提供.....	81
1	安否情報の収集.....	81
2	県に対する報告.....	82
3	安否情報の照会に対する回答.....	82
4	日本赤十字社に対する協力.....	83
第7章	武力攻撃災害への対処.....	84
第1	武力攻撃災害への対処.....	84
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	84
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	84
第2	応急措置等.....	85
1	退避の指示.....	85
2	警戒区域の設定.....	86
3	応急公用負担等.....	87
4	消防に関する措置等.....	88
第3	生活関連等施設における災害への対処等.....	89
1	生活関連等施設の安全確保.....	89
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	90
第4	NBC攻撃による災害への対処等.....	91
1	NBC攻撃による災害への対処.....	91
第8章	被災情報の収集及び報告.....	95

第9章	保健衛生の確保その他の措置.....	96
1	保健衛生の確保.....	96
2	廃棄物の処理.....	97
第10章	国民生活の安定に関する措置.....	98
1	生活関連物資等の価格安定.....	98
2	避難住民等の生活安定等.....	98
3	生活基盤等の確保.....	98
第11章	特殊標章等の交付及び管理.....	99
第4編	復旧等.....	101
第1章	応急の復旧.....	101
1	基本的考え方.....	101
2	公共的施設の応急の復旧.....	101
第2章	武力攻撃災害の復旧.....	102
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等.....	103
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	103
2	損失補償及び損害補償.....	103
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	103
第5編	緊急対処事態への対処.....	104
1	緊急対処事態.....	104
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達.....	104

## 第1編 総論

### 第1章 八百津町の責務、計画の位置づけ、構成等

八百津町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、八百津町の責務を明らかにするとともに、八百津町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

#### 1 八百津町の責務及び八百津町国民保護計画の位置づけ

##### (1) 八百津町の責務

八百津町（八百津町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、八百津町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

##### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

3 計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、八百津町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

八百津町国民保護協議会は、町長を会長として、国民保護法第40条第8項の規定に基づく八百津町国民保護協議会条例（平成18年条例第10号）第2条に規定する委員及び専門委員によって組織するものである。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、八百津町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、八百津町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公

共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、町に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 基本用語の説明

国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用語	定義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 1  自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2  自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3  危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4  危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等が考えられる。

(武力攻撃関連)

用語	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃や緊急対処事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。

ゲリラ	不正規軍の要員をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

(避難、救援、武力攻撃災害への対処関連)

用語	定義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第113条による。)
国対策本部	武力攻撃事態等対策本部をいう。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。)第10条による。)
県対策本部	岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
県警戒本部	岐阜県国民保護警戒本部をいう。
町対策本部	八百津町国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長をいう。 (事態対処法第11条による。)
県対策本部長	岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)
町対策本部長	八百津町国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)

( 関係機関、施設関連 )

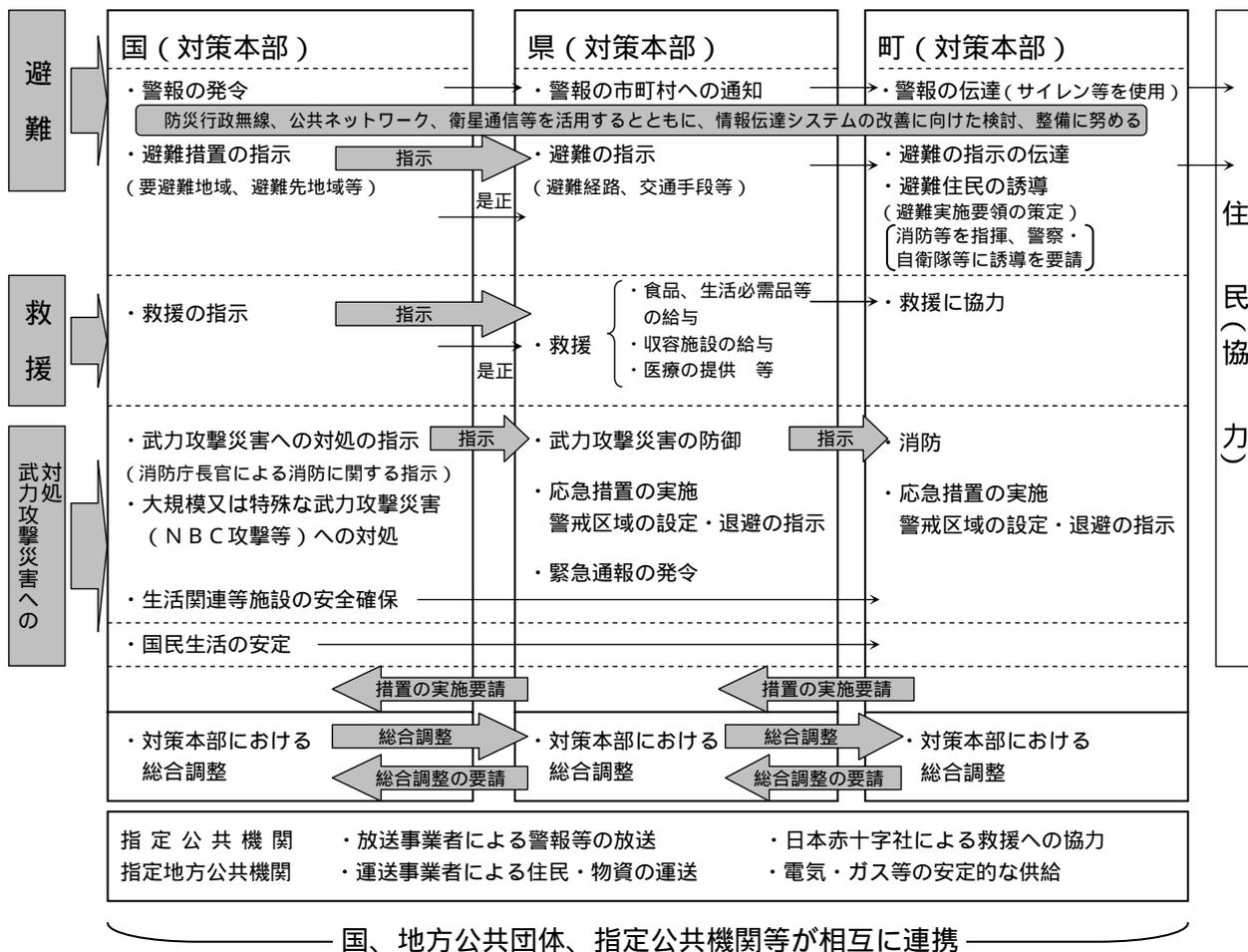
用 語	定 義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関</li> <li>2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関</li> <li>3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関</li> <li>4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関</li> </ol>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第10号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和4年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p>
指定公共機関等	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。</p>
警察官等	<p>警察官及び自衛官をいう。</p>
可茂消防	<p>可茂消防事務組合八百津出張所をいう。</p>

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み

< 国民の保護に関する措置の仕組み >



2 各機関の事務又は業務

国民保護措置等について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

【町】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町 長 等	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営

	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、武力攻撃原子力災害への対処、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</li> <li>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
--	---

【県】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
知 事 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 岐阜県国民保護計画の作成</li> <li>2 岐阜県国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 岐阜県国民保護対策本部及び岐阜県緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> </ol>

	11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
--	---

【指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務
岐 阜 農 政 事 務 所 地 域 第 三 課	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
中 部 森 林 管 理 局 ( 東濃森林管理署 )	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中 部 地 方 整 備 局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 農業関連施設の応急復旧
岐 阜 地 方 気 象 台	1 気象状況の把握及び情報の提供

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

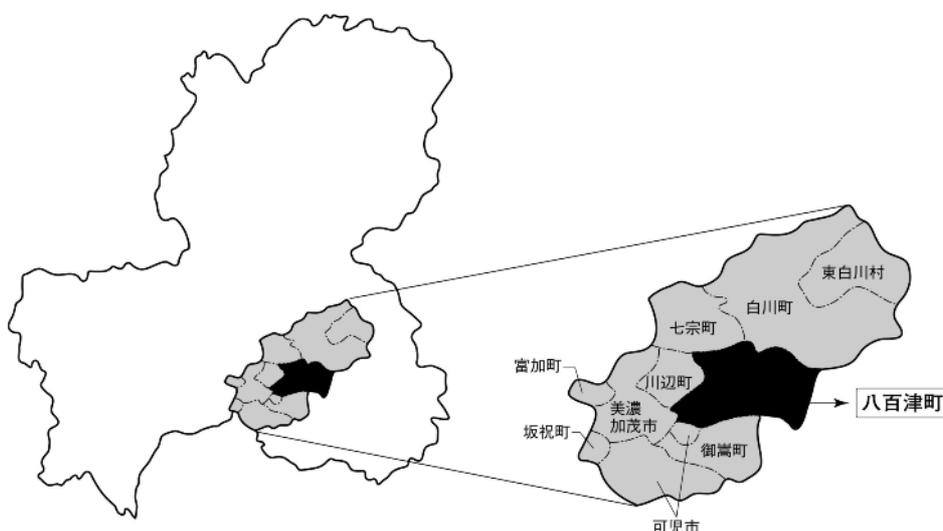
機 関 名	事 務 又 は 業 務
放 送 事 業 者	1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容の放送
運 送 事 業 者	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電 気 通 信 事 業 者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電 気 事 業 者	1 電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 者	1 ガスの安定的な供給
郵 政 事 業 者	1 郵便の確保
医 療 機 関	1 医療の確保
公 共 的 施 設 の 管 理 者	1 道路及び管理施設の適切な管理
日 本 赤 十 字 社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

## 第5章 八百津町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 位置と地勢

八百津町は、岐阜県の東南部に位置し、木曾川と飛騨川の合流部に広がる海拔120m前後の盆地平野と木曾山系に連なる海拔500～600mの山間地域からなる農山村都市である。西南の平野部、丘陵地から次第に北東に山間地域とつづき、本町の南部を東西に流れる木曾川には、名場居川、旅足川、荒川、石川など多くの支流が流入している。



位置	北緯	35° 28' 22"	広さ	東西	19.8km	面積	128.81 km <sup>2</sup>
	東経	137° 08' 40"		南北	11.2km		
	海拔	113.7m		周囲	263km		

### (2) 気候

本町の気候は、内陸性及び温暖湿潤気候であり、年間降水量は2,000mm前後で、気温は年平均14度と比較的温暖である。

冬期の降水量は県下でも少ない地域に属している。東部地域（久田見、福地、潮南）の山間地域では、気温がかなり低くなりやや内陸型気候である。

### (3) 人口

町の人口は、平成17年度の国勢調査によると12,935人、世帯数は4,047であり、人口は年々減少している反面、世帯数は増加し、核家族化が進んでいることがわかる。また、年々高齢化と少子化が進んでおり、国民保護計画の推進の面からも重要な課題となっている。

国勢調査人口による年齢別人口の推移

年 区分	昭和60年 (1985)		平成2年 (1990)		平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)	
	世帯数(戸)	3,926		3,940		4,018		4,021		4,047
人口総数(人)	15,215		14,731		14,323		13,632		12,935	
男	7,372	7,843	7,124	7,607	6,898	7,425	6,578	7,054	6,219	6,716
0～4歳	832		702		584		519		418	
5～9歳	1,019		871		769		616		570	
10～14歳	1,176		1,018		908		788		612	
15～19歳	886		968		861		762		681	
20～24歳	805		708		771		657		556	
25～29歳	827		693		651		720		575	
30～34歳	925		810		636		617		611	
35～39歳	1,088		722		850		669		653	
40～44歳	881		1,076		961		829		686	
45～49歳	948		871		1,097		940		826	
50～54歳	1,116		939		868		1,071		940	
55～59歳	1,169		1,106		924		864		1,059	
60～64歳	992		1,152		1,074		918		861	
65歳以上	2,551		2,895		3,369		3,662		3,887	

地区別人口分布表

(平成18年8月1日現在)

地区名	世帯数	登録者数(登録人口)			面積(km <sup>2</sup> )	人口密度
		男	女	計		
八百津	1,422	1,979	2,114	4,093	23.20	176
錦津	887	1,279	1,434	2,713	10.95	247
和知	1,123	1,887	1,895	3,782	12.52	302
久田見	517	786	849	1,635	33.57	48
福地	166	231	248	479	22.12	21
潮南	231	280	314	594	26.45	22
計	4,346	6,442	6,854	13,296	128.81	103

(4) 産 業

就業人口では、第3次産業の人口が増加し、第1次・第2次産業人口は、減少傾向にある。平成12年でみると、第3次産業が全就業者の約5割を占めている。

また、本町には旧八百津発電所施設などがあり、町を訪れる土地に不案内な観光客に対する国民保護対策の確立については慎重な対応が求められている。

## 就業人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

項 目		平成 12 年			
		合 計	男 子	女 子	
人 口 総 数		13,632	6,578	7,054	
就 業 者 人 口 総 数		6,683	3,770	2,913	
就 業 率		49%	57%	41%	
産 業 分 類 別 就 業 者 人 口	第 1 次 産 業	農 業	317	183	134
		林 業	18	17	1
		水 産 業	0	0	0
	第 2 次 産 業	鉱 業	9	7	2
		建 設 業	723	627	96
		製 造 業	2,431	1,364	1,067
	第 3 次 産 業	卸 売 小 売 飲 食 業	1,065	468	597
		金 融 保 険 不 動 産	117	54	63
		運 輸 、 通 信 業	300	275	25
		電 気 ガ ス 水 道 業	62	56	6
		サ ー ビ ス 業	1,438	553	885
		公 務	203	166	37
	分 類 不 能		0	0	0

## (5) 交 通

本町の骨格となっている一般国道は、国道418号で、町南部を東西に貫いている。

国道及び県道は、いずれも町の基幹道路として利用されているが、県道は10路線90.13%の舗装率であり、早期舗装化や拡幅が望まれている。

町道については、1,006路線、総延長382.68kmであり、改良率37.60%、舗装率74.07%となっており、未改良部分が多い状況である。

国道をはじめ、県道・町道などは、地域に密着した生活道路として、また武力攻撃事態等及び緊急対処事態発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割をもつため、必要に応じた整備が求められている。

道路現況

(単位：km、%)

	路線数	実延長	改良延長	改良率(%)	舗装延長	舗装率(%)
総数	1,018	477.41	201.29	42.16	364.56	76.36
国道	2	28.85	21.18	73.41	21.72	75.29
県道	10	65.88	36.22	54.98	59.38	90.13
町道	1,006	382.68	143.89	37.60	283.46	74.07

平成18年4月1日現在

(資料：建設課)

(6) ダム

本町にある丸山ダムは、国内の洪水調節を行うダムの中で国内最大規模の流域面積を持つダムとして昭和31年に完成したが、その後においても度重なる出水により、多大な被害が発生してきた。

また一方では平成6年、7年、8年等渇水が発生している。このような状況から、河川改修事業の推進と併せて上流ダム群による洪水調節と既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保が急務となり、昭和61年度に新丸山ダムの建設が着工された。新丸山ダムは大規模な多目的ダムとしては、国内最大級の嵩上げ工事が行われており、設計や施工方法など、技術的に先駆的なダムと言える。

しかしながら、大規模なダムであるがゆえに、万一武力攻撃事態等によりダム本体が破壊された場合、大被害が発生する可能性があるため、対策を講じていかなければならない。

さらに、本町には発電を目的とした兼山ダムがあり、丸山ダムとともに対策を講ずる必要がある。

	丸山ダム	新丸山ダム
堤高	98.2m	122.5m
洪水調節量	20,170,000m <sup>3</sup>	72,000,000m <sup>3</sup>
既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための容量	0m <sup>3</sup>	15,000,000m <sup>3</sup>
発電	188,000kw	210,500kw

(7) 国民保護措置等を実施する上での課題

国及び県との連携

現在、国大最大規模の流域面積をもつ新丸山ダムが建設中であることから、国土交通省中部地方整備局（新丸山ダム工事事務所）との連携は、本町の国民保護措置等を実施する上では不可欠である。このため、平常時より国民保護に関する指導を得て、ダムの安全対策についての必要な研修や訓練を実施するとともに、非常時における情報連絡体制を確立する。

避難措置についての検討

武力攻撃事態等及び緊急対処事態に至った際、住民がパニックに陥らないよう、迅速に避難誘導し、安全な場所に移送することが重要となる。

本町では、昼間と夜間の人口差がある上、近年高齢化が進んでいる。武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生する時間帯により、住民の避難誘導のための人員や車両等資機材の配置等の重点が異なってくることが考えられるため、避難措置の方針を定め、避難実施要領パターンに盛り込む。

## 第6章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

#### (1) 着上陸侵攻の場合

攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

被害の範囲、期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶと想定される。

事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

避難、救援、災害対処に係る留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させることができるが、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、住民の避難のための輸送力の確保が重要となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する攻撃が想定される。

想定される主な被害

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられる。

被害の範囲、期間

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されると考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。

事態の予測・察知

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、臨機かつ適切な対応を行う必要がある。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

攻撃目標となりやすい地域

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

想定される主な被害

通常弾頭の場合にはミサイルは、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

事態の予測・察知

事前に兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは、極めて困難である。

避難、救援、災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

当初は、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設への屋内避難を指示するものとし、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する。

(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

被害の範囲、期間

急襲的な攻撃が、繰り返し行われることも考えられる。

事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

避難、救援、災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。その際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難させ、その後の事態の推移、被害の状況等に応じ他の安全な地域への避難を指示する。

## 2 緊急処理事態

### (1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

#### ア 原子力事業所等の破壊

(ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。

(イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

#### イ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

#### ウ ダムの破壊

下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

### (2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

#### ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並

びに熱及び炎による被害等である。

(イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が擾乱されると、後年、ガンを発症することもある。

(ウ) 小型核爆弾の特徴については、後述の核兵器の特徴と同様である。

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(ア) 生物剤の特徴については、後述の生物兵器の特徴と同様である。

(イ) 毒素の特徴については、後述の化学兵器の特徴と類似している。

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、後述の化学兵器の特徴と同様である。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

### 3 NBC攻撃の場合の対応

#### (1) 核兵器等

想定される被害

ア 核攻撃による被害は、当初は(ア)核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、(イ)放射性降下物(爆発時に生じた放射能をもった灰)や(ウ)中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。

イ (ア)(熱線、爆風など)及び(ウ)(中性子誘導放射能による残留放射線)は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。

(イ)(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく(放射性降下物の皮膚付着による被ばく)や内部被ばく(放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく)による、放射線障害などの被害をもたらす。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの

放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

## (2) 生物兵器

想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特に、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

## (3) 化学兵器

想定される被害

化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は、予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解、消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 町の各課における平素の業務

町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【町の各課における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町有車両の調達に関する事</li> <li>・救援物資の調達体制の整備に関する事</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・報道機関への対応に関する事</li> <li>・通信施設の管理運用に関する事</li> <li>・その他各課との調整に関する事</li> </ul>
防災安全室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・町国民保護対策本部に関する事</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・国民保護措置についての研修及び訓練に関する事</li> <li>・安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報の照会に対する回答に関する事</li> <li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li> <li>・特殊標章に係る事務に関する事</li> <li>・自主防災組織の育成・強化に関する事</li> </ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> </ul>
町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・道路、橋りょう等の把握及び対策に関すること</li> <li>・被災者住宅の再建支援に関すること</li> <li>・住宅融資など相談窓口の開設に関すること</li> </ul>
産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・家畜の対策に関すること</li> <li>・商工労働団体・機関との連絡調整に関すること</li> <li>・観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること</li> </ul>
水道環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連等施設（上水道・下水道等）の把握及び対策に関すること</li> <li>・廃棄物処理に係る調整に関すること</li> </ul>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・住民の避難誘導に関すること</li> </ul>

国民保護に関する業務の総括、各課室間の調整、企画立案等については、防災安全室が行う。

【可茂消防における平素の業務】

可茂消防事務組合 八百津出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）</li> <li>・住民の避難誘導に関すること</li> </ul>
--------------------	--

**2 町職員の参集基準等**

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、可茂消防事務組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び防災安全室職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、国民保護法第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、八百津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を設置する。(資料2参照)

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準及び初動体制】

状況	体制の判断基準		体制	職員の参集基準
事態認定前	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		第1非常配備 (防災安全室体制)	防災安全室職員(国民保護を担当する職員及び事態に応じた関係職員)が参集
	町の全課での対応が必要な場合		第2非常配備 (緊急事態連絡室体制)	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	第1非常配備 (防災安全室体制)	防災安全室職員(国民保護を担当する職員及び事態に応じた関係職員)が参集
		町の全課での対応が必要な場合	第2非常配備 (緊急事態連絡室体制)	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		第3非常配備 (町国民保護対策本部体制)	全ての町職員が役場又は出先機関等に参集

注1 第1非常配備(防災安全室)、第2非常配備(緊急事態連絡室)の体制を整えるかどうかの判断は、防災安全室長が行う。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び防災安全室職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災安全室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のと

おりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
対策本部長（町長）	参 事	防災安全室長	総務課長
対策副本部長（参事）	防災安全室長	総務課長	町民課長
対策本部員（防災安全室長）	総務課長	町民課長	健康福祉課長

(6) 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

第1位	八百津町中央公民館
第2位	八百津小学校体育館

(7) 職員の服務基準

町は、参集基準の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

**3 消防機関の体制**

(1) 可茂消防における体制

可茂消防は、町における参集基準等と同様に、可茂消防における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、可茂消防における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における可茂消防との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域

住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、可茂消防における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

##### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)	総務課
	土地等の使用に関する事。(法第82条)	総務課
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		総務課

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、八百津町公文書規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先(所在地、電話番号等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県が行う国民保護措置と町が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

**3 近接市町村との連携**

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

**4 指定公共機関等との連携**

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の移送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

#### 5 ボランティア団体等に対する支援

##### (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

##### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

### 第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

##### (1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

##### (2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>

運	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>
面	

### (3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。

### (3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、公共保養施設、スーパー等多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

**3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、様式第1号及び第2号により収集を行い、様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

**【収集・報告すべき情報】**

1 避難住民(負傷した住民も同様)

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所(郵便番号も含む。)

国籍

～ のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明で

ある場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

負傷(疾病)の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族・同居者への回答の希望

知人への回答の希望

親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

## 2 死亡住民

(上記 ~ ~ に加えて)

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

連絡先その他必要情報

~ 、 ~ の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

## (2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

### (2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、岐阜県市町村職員研修センター、県消防学校、県地方自治大学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

##### 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

##### 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練  
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練  
避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

町は、県と連携し、役場、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

## 1 避難に関する基本的事項

## (1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

## 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

情 報	内 容
住宅地図	・人口分布・世帯数・昼夜別の人口のデータ
区域内の道路網のリスト	・避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト
輸送力のリスト	・バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・バス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト	・備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	・避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関	・国、県、民間事業者等の連絡先一覧、協定
自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	・代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関のリスト	・可茂消防事務組合の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 ・消防機関の装備資機材のリスト
災害時要援護者の避難支援プラン	・災害時要援護者名簿等の整備

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な職員の配置に留意する。

災害時要援護者の把握

地域住民や関係機関等と連携して、日常生活において寝たきりの高齢者、身体に障害を有する者、長期病気療養者、認知症を有する高齢者など、災害が発生したときに自力で避難することが困難な者について、あらかじめその実態を把握するとともに、災害時要援護者名簿の作成等に努めるものとする。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、配慮が必要であるため、あらかじめその実態を把握しておく。

緊急連絡体制

災害時要援護者に対して、民生委員、地域住民、自主防災組織の協力を得て緊急連絡体制の確立を図る。

避難体制の確立

災害時要援護者に対する避難誘導等の方法については、地域住民、自主防災組織の協力を得て援助する者などをあらかじめ定めておく。

また、避難所や避難路の選定にあっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた避難体制を確立しておく。

防災知識の普及・啓発

災害時においては、災害時要援護者自身が自らの身を守ることが必要であるが、災害時要援護者が一人で災害に対処することは多くの困難が伴う。このため、災害時要援護者をはじめ、家族、地域住民自身、自主防災組織等に対する防災知識の普及・啓発を行い、日ごろから防災に対する意識の高揚を図る。

防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる災害時要援護者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医療品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資

機材の整備に努める。

#### 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

#### 外国人に対する対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる災害時要援護者として位置付け、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

ア 多言語による広報を充実

イ 避難場所・道路標識の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

**4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等**

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

**5 避難施設の指定への協力**

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

**6 生活関連等施設の把握等**

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 町における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材（ ）については、県及び関係機関と連携し、調達体制の整備に努める。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

( )【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、  
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

##### (3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

##### (1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

##### (2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当方法の普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

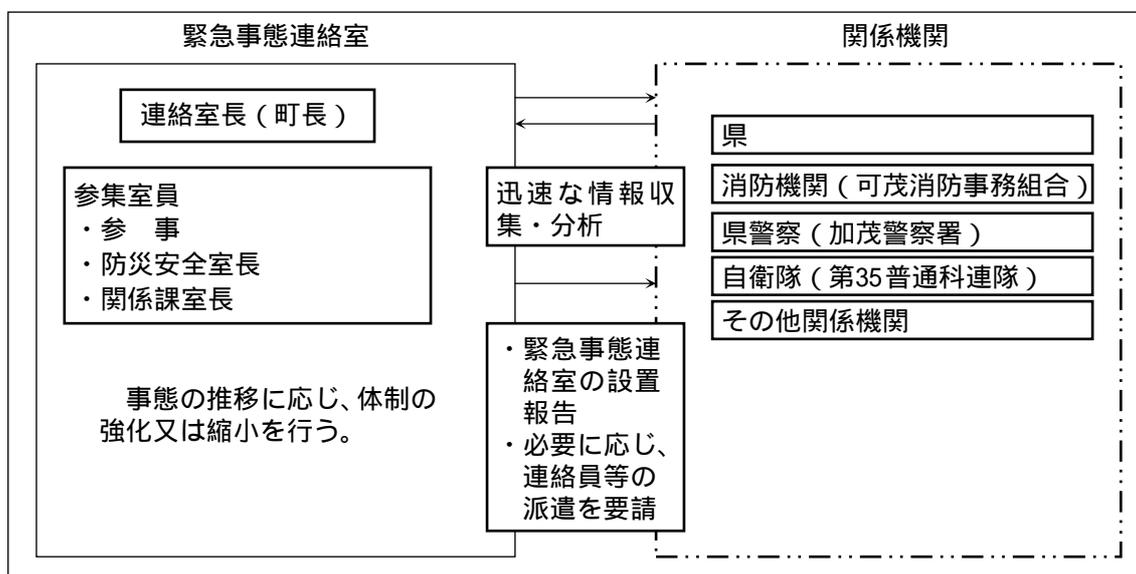
#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室等の設置

被害の原因が不明（生物剤等によるテロ）の場合も、迅速な初動体制の確立のため、防災安全室への情報の集約に努める。

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、第1次非常配備としての「防災安全室体制」の立ち上げ又は「緊急事態連絡室」を設置する。「防災安全室体制」は、情報収集のため防災安全室長の判断で立ち上げる。また、「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、防災安全室長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

##### 【町緊急事態連絡室の構成等】



住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

可茂消防においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法(昭和23年法律第186号)に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、警察官が行う避難等の措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

## (4) 対策本部への移行に要する調整

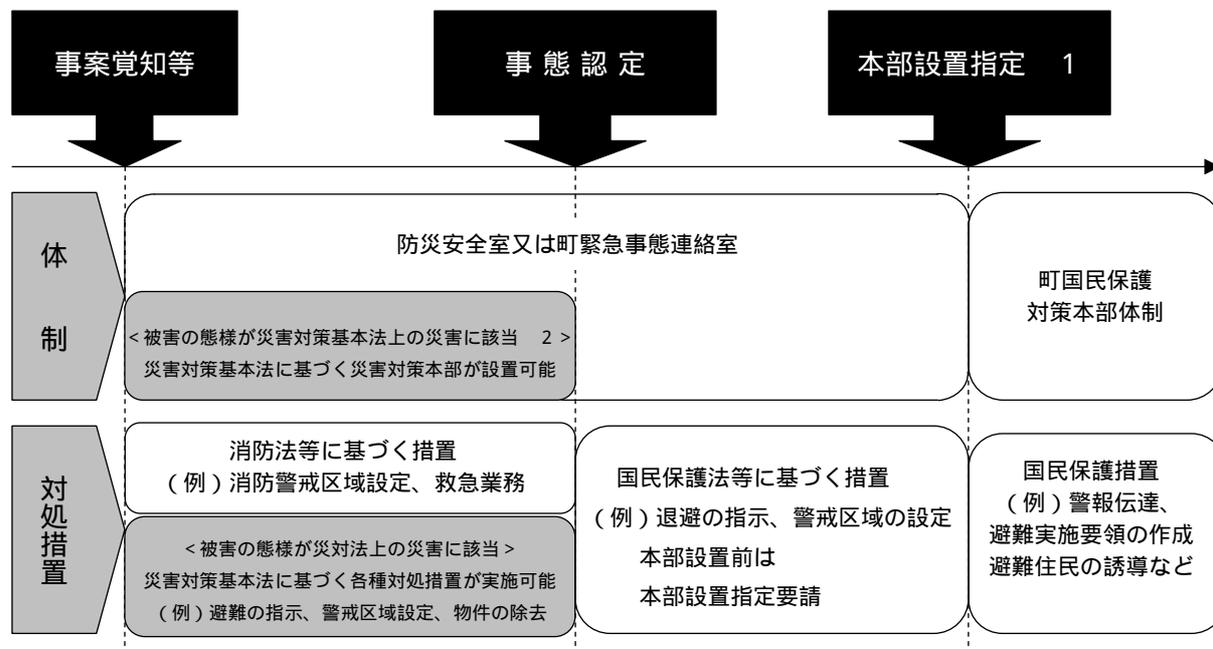
「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策

本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、防災安全室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、設置の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 町対策本部の設置

#### (1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする）。

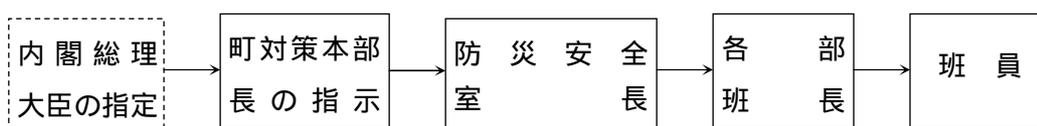
町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、次の伝達系統を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

#### ア 平常執務時の伝達方法

内閣総理大臣の指定により、本部長は対策本部設置を指示、本部の配備体制に従って防災安全室長が各部班長に対し、庁内放送及び電話口頭等で行う。

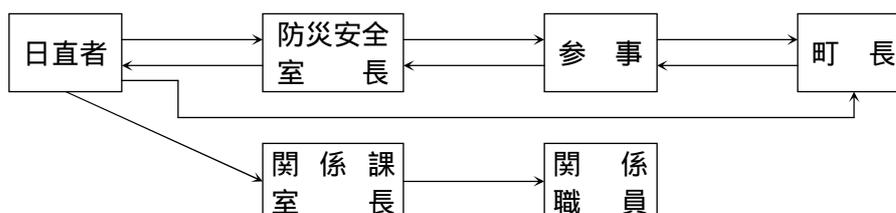
伝達系統



#### イ 休日又は退庁後の伝達方法

日直者は、内閣総理大臣から町対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合は、直ちに町対策本部長（町長）並びに防災安全室長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課室長、職員に電話等で通知するものとする。

日直による伝達系統



#### ウ 職員の自主登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は武力攻撃事態等が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、事態の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

#### 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、本庁舎本第二会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

#### 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

#### 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

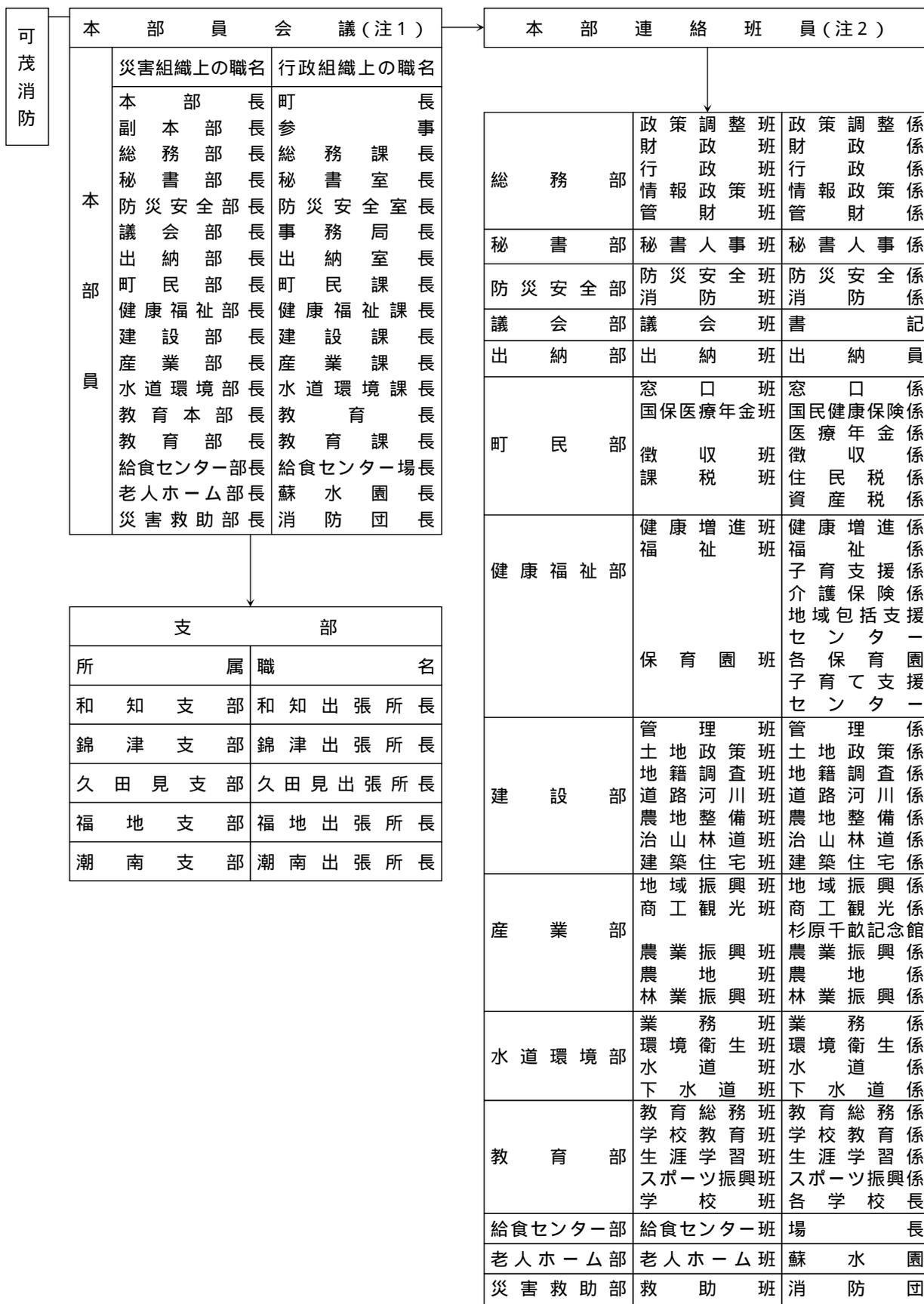
### (2) 町対策本部設置の指定の要請等

町長は、町が対策本部を設置すべき町としての指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき町としての指定を行うよう要請する。

### (3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

町対策本部の編成



(注1) 本部員会議

本部員会議は、町対策本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、町対策本部に係る基本的な事項を協議するとともに、国民保護措置の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。町対策本部長（不在時は副本部長又は代理者）がその必要を認めたとときに開催し、おおむね次の事項を協議するものとする。

町対策本部の開設及び配置並びに班員の動員応援に関すること。

現地支部の設置に関すること。

被害の拡大防止対策に関すること。

被災者の救助保護に関すること。

交通、通信その他総合実施を要する対策の調整推進に関すること。

その他国民保護措置に関連した重要な事項

(注2) 本部連絡班員

本部連絡班員は、おおむね次の事項を処理する。

本部員会議の庶務

町対策本部長の命令指示事項等の伝達及び連絡

避難の指示等の国対策本部長からの情報の伝達

被害状況等の本部への報告及び本部情報の各班への伝達

分担の明確でない軽易な事項の担当部班の決定

なお、本部連絡班長は総務課長補佐とする。

本部連絡班員は、町対策本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。ただし被害の規模程度等により、本部連絡班長がその必要がないと認めたとときは、それぞれの所属班において待機するものとする。

町対策本部の各部、班の事務分掌

部 長 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分 担 任 務
町 対 策 本 部 長	町 長	八百津町対策本部の統括
副 本 部 長	参 事	本部長の補佐及び本部長不在時の代理
教 育 本 部 長	教 育 長	教育部、給食センター部の統括
総 務 部 (総務課長)	政 策 調 整 班 (政策調整係長)	1 重要施策の企画及び統合調整に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 電気、ガス等の被害対策に関すること。
	財 政 班 (財政係長)	1 被害対策の予算等財政に関すること。 2 救援物資(食糧を除く。)の確保に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

		3 政策調整班の実施事項の応援に関する事。
	行政班 (行政係長)	1 被害関係の文書及び物品の受領配布及び発送に関する事。 2 職員の動員、派遣に関する事。 3 輸送、労力の確保に関する事。 4 ボランティアの受付窓口に関する事。
	情報政策班 (情報政策係長)	1 被害関係の広報に関する事。 2 通信施設の管理運用に関する事。
	管財班 (管財係長)	1 町有財産の管理対策に関する事。 2 町有車両の確保に関する事。 3 電話その他の施設の被害対策のための使用に関する事。
秘書部 (秘書室長)	秘書人事班 (秘書人事係長)	1 本部長の秘書に関する事。 2 職員の公務被害に関する事。
防災安全部 (防災安全室長)	防災安全班 (防災安全係長)	1 緊急事態連絡室に関する事及び国民保護対策本部に関する事。 2 県対策本部長が決定した方針に基づく各部班に対する具体的な指示に関する事。 3 国民保護措置(住民の避難・警報の発令)に関する事。 4 安否情報の収集、照会に対する回答に関する事。 5 特殊標章の交付等に関する事。 6 八百津町国民保護協議会に関する事。 7 自衛隊の国民保護等派遣に関する事。 8 本部の開設及び職員の動員に関する事。
	消防班 (消防係長)	1 消防に関する事。 2 消防団に関する事。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (書記)	1 議会の連絡等全般に関する事。
出納部 (出納室長)	出納班 (出納室長)	1 必要な物品の出納に関する事。 2 被害関係諸費用の執行に関する事。

第3編 武力攻撃事態等への対処

町 民 部 (町民課長)	全 部 員	1 住民の避難誘導に関すること。
	窓 口 班 (窓 口 係 長)	1 各種届出に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	国保医療年金班 (国民健康保険係長)(医療年金係長)	1 被災者に対する各種保険給付金の早期支払に関すること。 2 被災者に対する国民健康保険税及び一部負担の減免に関すること。 3 災害による国民健康保険国庫負担金の繰上交付に関すること。 4 被災者に対する拠出年金の保険料免除申請に関すること。
	徴 収 班 (徴 収 係 長)	1 他班実施事項の応援に関すること。
	課 税 班 (住 民 税 係 長) (資 産 税 係 長)	1 被害に伴う町税の減免等に関すること。 2 一般住家等被災物件の調査に関すること。
健 康 福 祉 部 (健康福祉課長)	健 康 増 進 班 (健康増進係長)	1 医療及び助産に関すること。 2 防疫に関すること。 3 被害対策用薬品の確保に関すること。 4 医師会等の応援要請に関すること。 5 食品衛生に関すること。
	福 祉 班 (福 祉 係 長) (子育支援係長) (介護保険係長)	1 社会福祉施設、児童福祉施設の災害対策に関すること。 2 被災者に対する身体障がい者福祉法の適用に関すること。 3 被災者に対する災害弔慰金の支給等に関する条例等の適用に関すること。 4 被災母子世帯に対する母子福祉資金の融資に関すること。 5 被災者に対する世帯更正資金等の融資に関すること。 6 救助の全般的な計画及びその実施に関すること。 7 婦人児童福祉施設の被害対策に関すること。 8 被災者に対する生活保護法(昭和38年法律第133号)

第3編 武力攻撃事態等への対処

		<p>等の適用に関すること。</p> <p>9 義援金品の募集、配分等に関すること。</p> <p>10 被災した住家等被害報告に関すること。</p> <p>11 被災者に対する老人福祉法の適用に関すること。</p>
	<p>保 育 園 班 (各 保 育 園 長)</p>	<p>1 児童福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>2 被災児童の保護に関すること。</p> <p>3 児童福祉施設等の連絡調整に関すること。</p> <p>4 児童の避難対策に関すること。</p>
<p>建 設 部 ( 建 設 課 長 )</p>	<p>管 理 班 ( 管 理 係 長 )</p>	<p>1 建設部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 土木財産等の被害対策に関すること。</p> <p>3 建設業者の被害対策のための連絡調整に関すること。</p>
	<p>土 地 政 策 班 ( 土 地 政 策 係 長 )</p>	<p>1 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。</p> <p>2 道路情報に関すること。</p> <p>3 民間等交通輸送施設の被害応急対策に関すること。</p>
	<p>地 籍 調 査 班 ( 地 籍 調 査 係 長 )</p>	<p>1 開発区域の被害対策に関すること。</p> <p>2 他班実施事項の応援に関すること。</p>
	<p>道 路 河 川 班 ( 道 路 河 川 係 長 )</p>	<p>1 道路の被害対策に関すること。</p> <p>2 水防に関すること。</p>
	<p>農 地 整 備 班 ( 農 地 整 備 係 長 )</p>	<p>1 農地及び農業用施設の被害対策に関すること。</p>
	<p>治 山 林 道 班 ( 治 山 林 道 係 長 )</p>	<p>1 林道、砂防施設被害対策及び調査に関すること。</p>
	<p>建 築 住 宅 班 ( 建 築 住 宅 係 長 )</p>	<p>1 建築物の被害調査に関すること。</p> <p>2 被災者に対する住宅金融支援機構の融資に関すること。</p> <p>3 都市計画施設の被害対策に関すること。</p> <p>4 公営住宅の被害対策に関すること。</p> <p>5 災害救助用仮設住宅の建設に関すること。</p>
<p>産 業 部 ( 産 業 課 長 )</p>	<p>地 域 振 興 班 ( 地 域 振 興 係 長 )</p>	<p>1 災害活動をする自治会との連絡調整に関すること。</p> <p>2 被害情報の収集・取りまとめと報告に関すること。</p> <p>3 生活必需物品の安定供給及び物価の安定対策に関すること。</p>

第3編 武力攻撃事態等への対処

	商工観光班 (商工観光係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業及び観光施設等の被害対策に関すること。</li> <li>2 被害対策のための労務者の確保及び失業者の対策に関すること。</li> <li>3 被災商工業者等に対する融資に関すること。</li> </ol>
	農業振興班 (農業振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業振興部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	農地班 (農地係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物、農地等の被害対策に関すること。</li> <li>2 水産関係の被害対策及び連絡調整に関すること。</li> </ol>
	林業振興班 (林業振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林地の災害対策に関すること。</li> <li>2 被害対策用木材に関すること。</li> <li>3 林業の災害金融に関すること。</li> </ol>
水道環境部 (水道環境課長)	環境衛生班 (環境衛生係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清掃及び清掃施設の対策に関すること。</li> <li>2 公害防止対策に関すること。</li> <li>3 し尿処理に関すること。</li> </ol>
	水道班 (水道係長) 業務班 (業務係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水に関すること。</li> <li>2 水道施設の被害対策に関すること。</li> </ol>
	下水道班 (下水道係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水施設の被害対策に関すること。</li> </ol>
教育部 (教育課長兼B & G海洋センター所長)	教育総務班 (教育総務係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育財産の被害対策に関すること。</li> <li>2 被災児童生徒の育英及び奨学に関すること。</li> <li>3 教育関係義援金品の受付等に関すること。</li> <li>4 教職員の被害対策のための確保及び動員に関すること。</li> </ol>
	学校教育班 (学校教育係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の避難対策に関すること。</li> <li>2 被災児童及び生徒に対する授業の確保に関すること。</li> <li>3 災害救助用教科書等の支給についての協力に関すること。</li> </ol>
	生涯学習班 (生涯学習係長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公民館等に避難所を開設することについての協力に関すること。</li> </ol>

第3編 武力攻撃事態等への対処

		2 文化財、公民館等の被害対策に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興係長)	1 社会体育施設等の被害対策に関すること。 2 社会体育施設に避難所を開設することについての協力に関すること。
	学 校 班 (各 学 校 長)	1 児童生徒の避難対策に関すること。 2 学校施設の被害対策に関すること。 3 災害救助用教科書等の支給についての協力に関すること。
給食センター部 (学校給食共同調理場長)	給食センター班 (場 長)	1 部内の連絡調整に関すること。 2 非常食糧の賄いに関すること。 3 炊き出しに関すること。 4 炊き出しの輸送に関すること。
老人ホーム部 (蘇水園長)	老人ホーム班 (係 長)	1 老人の避難対策に関すること。 2 老人ホーム施設の被害対策に関すること。
災害救助部 (消防団長)	第1消防班 (第1分団長) 第2消防班 (第2分団長) 第3消防班 (第3分団長) 第4消防班 (第4分団長) 第5消防班 (第5分団長) 第6消防班 (第6分団長)	1 被害応急対策の活動に関すること。 2 消防、水防活動に関すること。 3 情報の収集、伝達に関すること。 4 救助活動に関すること。 5 避難所設置及び避難誘導に関すること。
支 部 (各出張所長)		1 支部地区内の災害情報の報告に関すること。 2 支部地区内の他機関との連絡調整に関すること。 3 被害調査の協力に関すること。

(注) 1 各班は、本分担任務による他、余裕があるときは、必要に応じ、他班の行う事項についての応援を分掌する。

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

発表責任者

武力攻撃事態等における情報等の発表及び広報は、本部長（町長）の承認を得て、総務部長がこれに当たる。

住民に対する広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報活動は、正確かつ迅速に情報を提供するため、状況を見極めながら次の方法により行うものとする。

ア 新聞・ラジオ・テレビ等の利用

イ 防災行政無線の利用

ウ 広報紙・チラシの利用

エ 広報車・消防署の放送施設等の利用

住民に対する広報の内容

広報の内容はおおむね次のとおりとする。

ア 被害発生状況

イ 住民がとるべき行動

ウ 避難の指示の内容

エ 避難所及び救護所の開設状況

オ 交通規制の実施状況及び道路情報

カ 水道、電気の供給状況及び復旧予定

キ バスの運行状況及び復旧予定

ク 電話の使用制限及び復旧予定

ケ 食糧、生活必需品、復旧資材等の需給状況

コ その他状況に応じて周知すべき事項

報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、被害情報等は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

ア 発生日時

イ 発生の場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 住民に対する避難の指示の状況

カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

対策本部職員に対する周知

総務部は、被害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

各関係機関に対する周知

総務部は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して被害情報を提供するものとする。

被災者相談所の開設

町長は、必要と認めるときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 町現地対策本部の設置

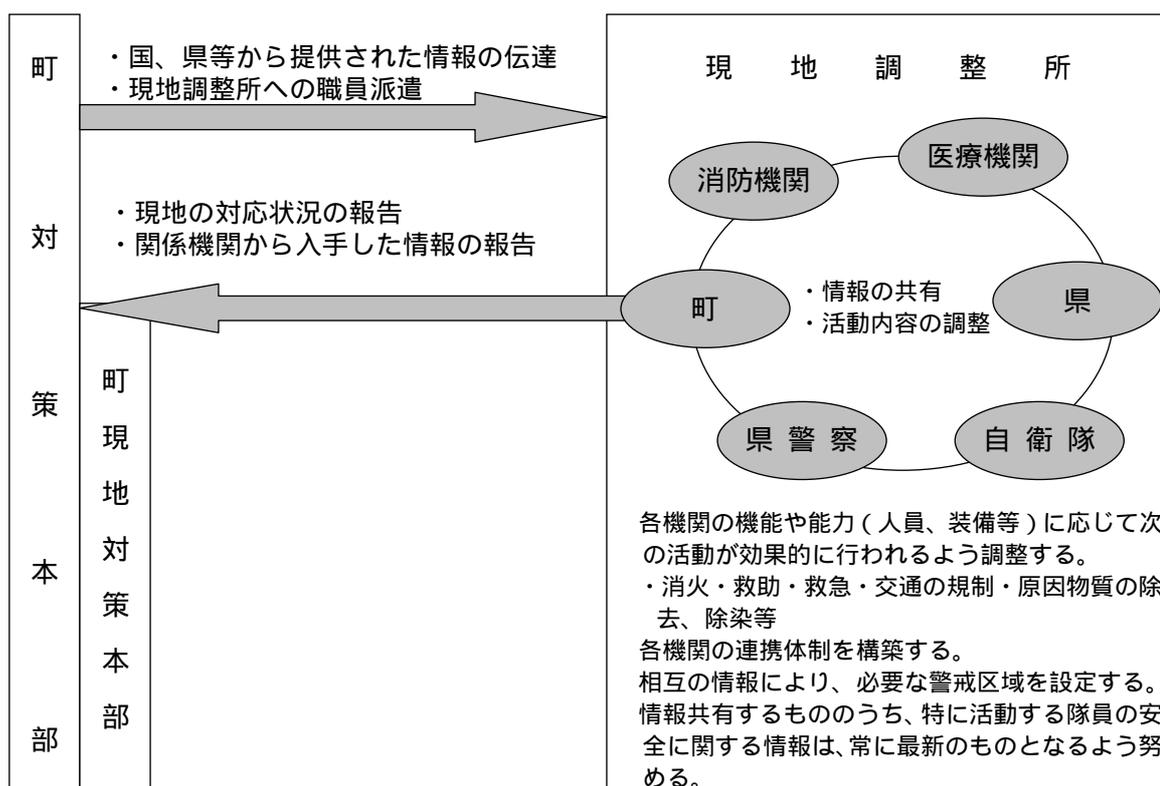
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による

連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

#### (7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町対策本部設置解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

**2 通信の確保**

(1) 情報通信手段の確保

町は、防災行政無線、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネットの利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

##### (1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

##### (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

町は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする岐阜地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

#### 6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

#### 7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保

し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

**8 住民への協力要請**

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

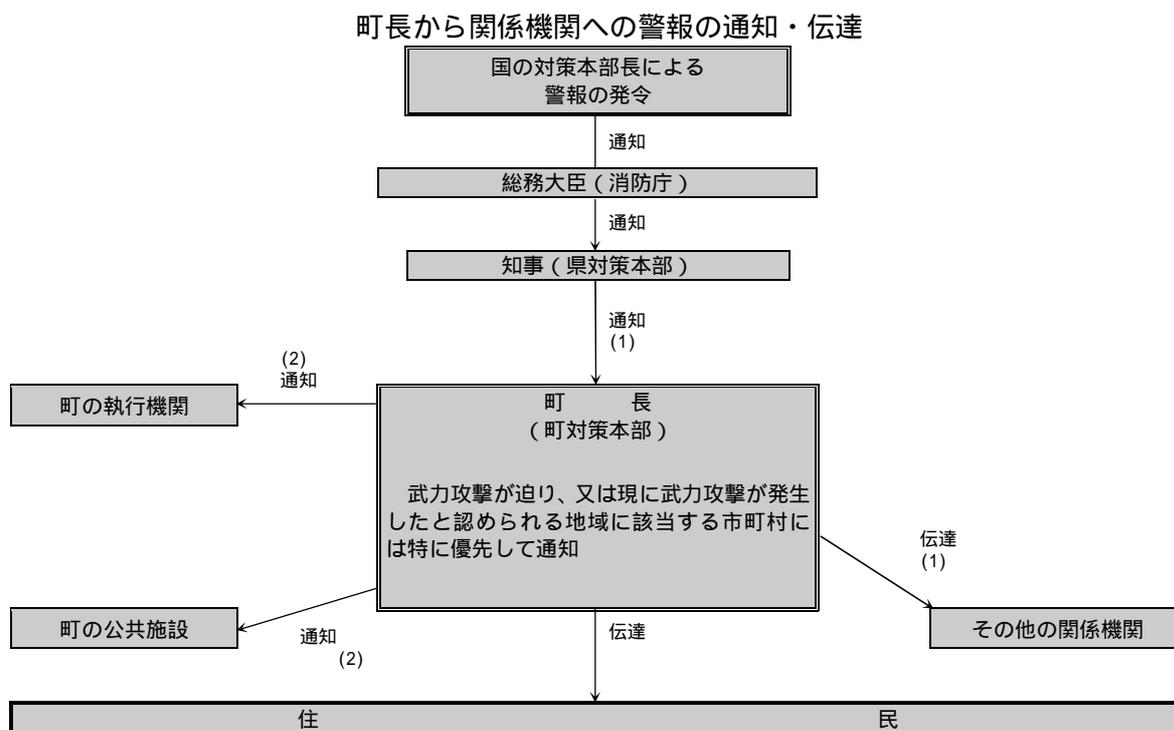
##### (1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.town.yaotsu.gifu.jp>）に警報の内容を掲載する。



町長は、ホームページ（<http://www.town.yaotsu.gifu.jp>）に警報の内容を掲載  
警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用するなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

ア この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 町長は、可茂消防と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、可茂消防は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

## 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

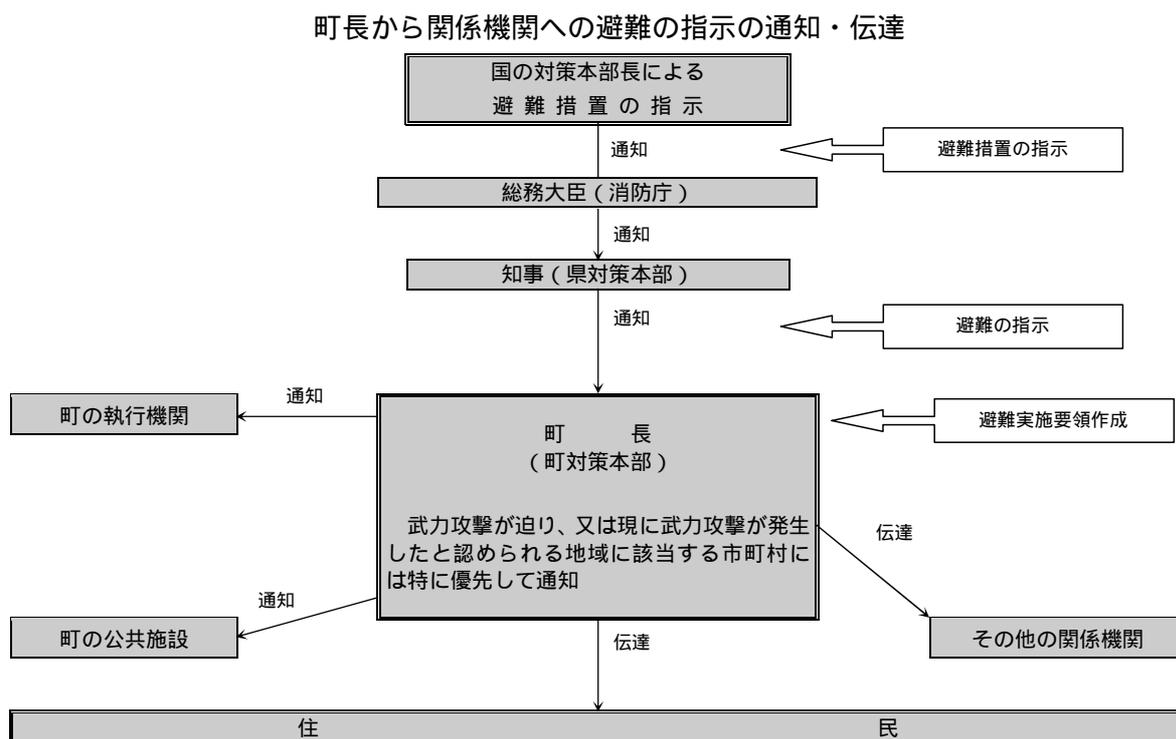
町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

町長は、警報に準じて町の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。



町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領

のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、町長は、原則として県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難先

一時集合場所及び集合方法

集合時間

集合に当たっての留意事項

避難の手段及び避難の経路

町職員、消防職団員の配置等

高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

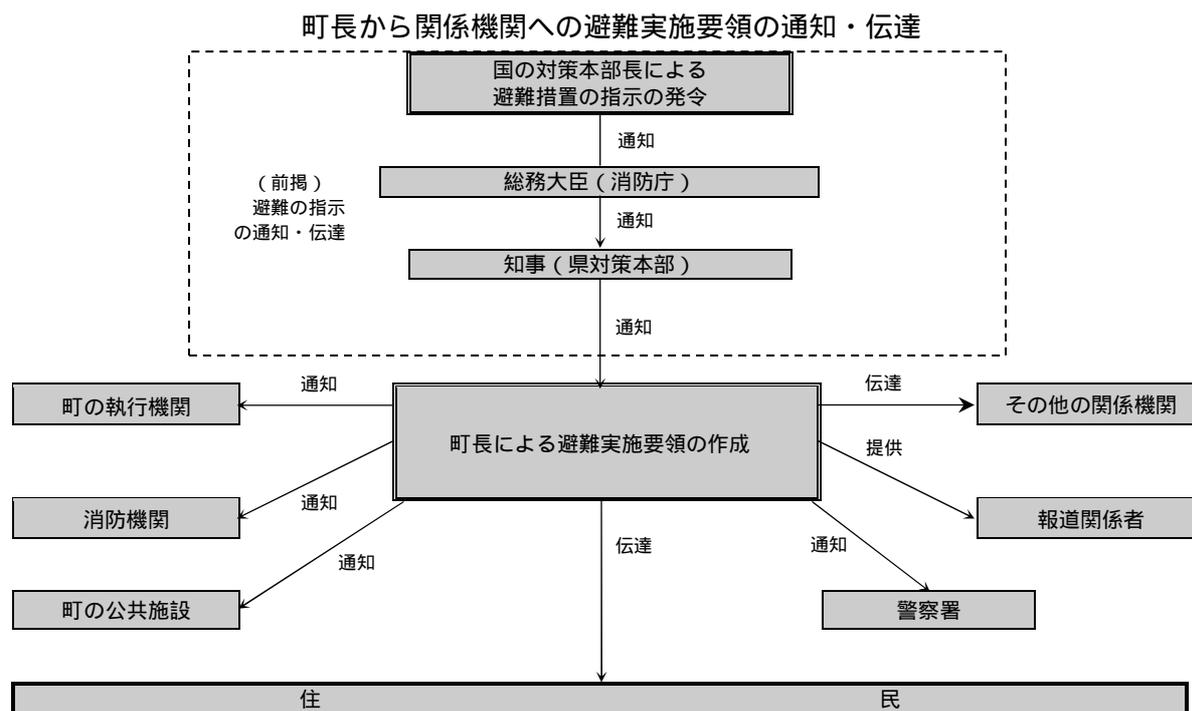
この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊岐阜地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

可茂消防事務組合の管理者は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、可茂消防と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の

確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下「警察署長等」という。)に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。この場合、町長は、その旨を知事に通知する。

警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の支給等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の支給、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に

基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

危険動物等の逸走対策

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復歸のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復歸に関する要領を作成し、避難住民を復歸させるため必要な措置を講じる。

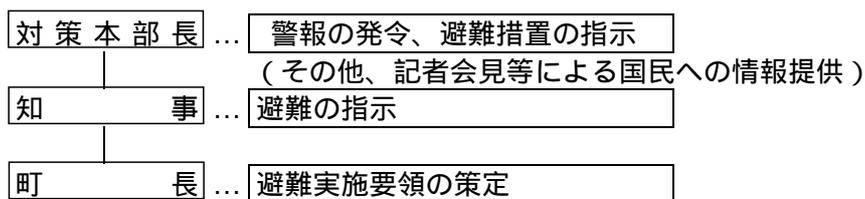
**弾道ミサイル攻撃の場合**

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設等、屋内に避難することが基本である。

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示
- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令



弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての町に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

**ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合**

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

#### 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救 援

町長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、町長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、地域の特性を考慮し、必要な研究を進めていくこととする。

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

町長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

町長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

町長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社岐阜県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社岐阜県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

### (5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

町長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、救援に必要な援助について要請する。

この場合において、町長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

ア 避難所

(ア) 収容する者は、避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(イ) 原則として学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。

(ウ) 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。また、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

イ 応急仮設住宅

収容する者は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅を設置する。

炊き出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は住宅に被害を受け、避難する必要のある者に対し、炊き出し等を行う。

イ 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、飲料水の供給を行う。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

医療の提供及び助産

ア 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

(ア) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。

(イ) 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師もしくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師（以下これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において行うことができる。

イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

ウ DMAT（災害時医療支援チーム）の活用

災害現場に派遣される医療チームとして編成された「Disaster Medical Assistance Team（略してDMAT）」を活用する。

被災者の捜索及び救出

ア 捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

イ 安全の確保

捜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県警察や消防機関等の関係機関と十分な連携を図る。

埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。また、県警察、市町村等と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファックス又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し又は半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し又はき損したため、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）

中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び盲・聾・特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）盲・聾・特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、教科書等学用品の給与を行う。

#### 死体の搜索及び処理

##### ア 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、搜索を行う。

##### イ 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

町は、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、県と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

#### 5 救援の際の物資の売渡し要請等

##### (1) 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を町長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

医療関係者に対して医療の要請(医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示)

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令(特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査)

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が の措置に応じない場合、特定物資の収用

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が の措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用

正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が に応じない場合、医療の指示

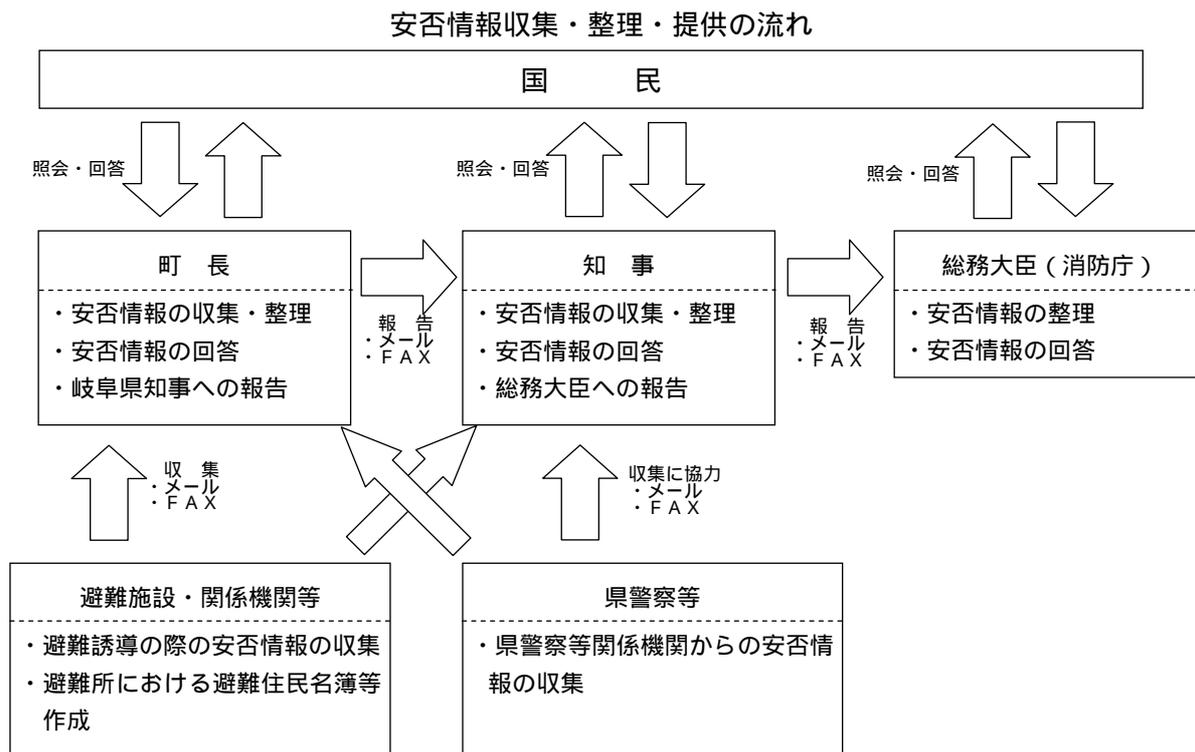
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

町長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会・回答に対応する予定となっているが、現時点では様式第1号～5号によって行う。

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷又は死亡した住民については様式第1号及び第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

町は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メールで県へ送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、原則として被照会者の同意に基づき、様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷

しているか否かの別を回答する。

町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

**4 日本赤十字社に対する協力**

町は、日本赤十字社岐阜県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3の(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

##### (2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（一例）】

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

「 町×丁目、 町 丁目」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

#### (2) 屋内退避の指示

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき  
敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合に

において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

町長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的に立入禁止、その地域からの退去等を制限する区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入の制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

町長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

**3 応急公用負担等**

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用・収用  
武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置  
の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

#### 4 消防に関する措置等

##### (1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

##### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、可茂消防は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

##### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

##### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

##### (5) 消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、可茂消防と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関

する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。  
また、町長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

町は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

町は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報

告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の防災安全室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康福祉課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長及び可茂消防事務組合の管理者の権限

町長又は可茂消防事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条 第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は可茂消防事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は可茂消防事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 被災情報の収集及び報告

町は、電話等の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

### (2) 被災情報の報告（種類・基準・様式）については、「災害情報等報告取扱要領」に準じて行う。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

町は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

町は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の町との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

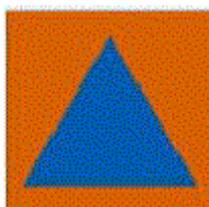
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	(この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as		
交付年の年月日/Date of issue -----	証明番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----		
有効期限の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	髪の色/Hair -----	顔の色/Skin -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
写真/Photo of card holder ----- ----- ----- ----- -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp -----	所持者の署名/Signature of holder -----	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)

町長

- ・ 町の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第6章2に掲げられておりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

---

# 添 付 資 料

---

- 資料 1 八百津町国民保護協議会条例
- 資料 2 八百津町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 資料 3 関係機関等の連絡先一覧
- 資料 4 安否情報関係様式
- 資料 5 避難実施要領作成例
- 資料 6 避難施設
- 資料 7 ヘリコプター着陸可能地（発着場所）
- 資料 8 町の概要（気象・人口）

資料 1 八百津町国民保護協議会条例 (平成 18 年  
条例第 10 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第 8 項の規定に基づき、八百津町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

資料2 八百津町国民保護対策本部及び八百津町緊急対処事態対策本部条例

(平成18年)  
(条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、八百津町国民保護対策本部及び八百津町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、八百津町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 資料3 関係機関等の連絡先一覧

〔八百津町〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
八百津町役場	加茂郡八百津町八百津3903-2	0574-43-2111
可茂消防事務組合	美濃加茂市加茂川町3-7-7	0574-26-0119
〃 八百津出張所	加茂郡八百津町八百津3390-8	0574-43-0476

〔岐阜県〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
中濃振興局	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
可茂教育事務所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
可茂土木事務所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
中濃保健所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井2610	0574-25-0110
中濃地域農業改良普及センター	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
中濃家畜保健衛生所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
可茂農林事務所	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111

〔自衛隊〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊 第3科	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191

〔指定地方行政機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1丁目36-1	058-271-9811
木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町5丁目1	058-251-1321
新丸山ダム工事事務所	加茂郡八百津町八百津3351	0574-43-2780
東海農政局岐阜農政事務所地域第三課	中津川市茄子川1646-20	0573-68-3838
東濃森林管理署	中津川市付知町8577-4	050-3160-5675

## 添付資料

岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4108
---------	-----------	--------------

## 〔指定公共機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
郵便局(株)八百津郵便局	加茂郡八百津町八百津3751-1	0574-43-1401
西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市加納花ノ木町65 N T T 加納ビルA館	058-274-4233
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町2-3	058-265-8051
中部電力(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町1丁目10-16	0574-28-3111

## 〔指定地方公共機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
加茂医師会	美濃加茂市太田本町1丁目1-20美濃加茂商工会館内2F	0574-26-6412
(社)岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771
(社)岐阜県バス協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3700
(株)岐阜放送	岐阜市今小町8	058-264-1181
C B C 岐阜支社	岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12	058-265-3131
(株)シティエフエムぎふFMわっち78.5	岐阜市橋本町1丁目10-1	058-266-7850
中京テレビ放送(株)岐阜支局	岐阜市吉野町6丁目6	058-263-4311
中部日本放送(株)岐阜支社	岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12	058-265-3131
テレビ愛知(株)岐阜支社	岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12	058-264-1725
東海テレビ放送(株)岐阜支局	岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12	058-265-2288
東海ラジオ放送(株)岐阜支局	岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12	058-263-1332
名古屋テレビ放送(株)岐阜支社	岐阜市橋本町2丁目8	058-252-3116
(株)岐阜新聞社	岐阜市今小町10	058-264-1151
中日新聞岐阜支社	岐阜市司町15	058-265-0191

添付資料

〔その他の公共的団体〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
J Aめぐみのみのかも本部	美濃加茂市太田町1891-1	0574-28-1211
八百津町商工会	加茂郡八百津町八百津3800-4	0574-43-0266
八百津高校	加茂郡八百津町伊岐津志2803-6	0574-43-1231

〔近隣市町村〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
川辺町	加茂郡川辺町中川辺1518-4	0574-53-2511
七宗町	加茂郡七宗町上麻生2442-3	0574-48-1111
白川町	加茂郡白川町河岐715	0574-72-1311
美濃加茂市	美濃加茂市太田町3431-1	0574-25-2111
可児市	可児市広見1-1	0574-62-1111

## 資料4 安否情報関係様式

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」より引用

## 様式第1号

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日 本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、～ で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～ を囲んで下さい。	回答を希望しない
へ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - ～の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号

## 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 ( を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 <span style="float: right;">その他( )</span>
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本          その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料5 避難実施要領作成例

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

八百津町長

月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

( )津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、サイレン等を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

( ) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

八百津町長  
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

( ) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、A・B・C地区住民約 名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間バス等により、小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には当該避難実施要領についても併せて修正する。

( ) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

( ) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣 町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- ( ) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を手して、避難実施要領に反映させる。
- ( ) 避難経路の要所において、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区  
約 名、A公民館、町保有車両 台、バス 台

(イ) B地区  
約 名、B公民館、町保有車両 台、バス 台

(ウ) C地区  
約 名、C公民館、町保有車両 台、バス 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

- ( ) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- ( ) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- ( ) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

( ) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、広報車等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難  
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
- a 病院の入院患者 名は、 病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- b 老人福祉施設入居者 名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
- c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### (8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

#### (9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

- ( ) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- ( ) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

#### 3 各部の役割 別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：八百津町役所
- オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び近隣市町村の支援を受ける。

## 資料6 避難施設

## 避難可能な場所

施設名	位置	対象自治会	収容可能人員(人)
八百津小学校 グラウンド	八百津町八百津3784番地	東部・北部地区を除く八百津地区 全自治会	4,239
八高跡グラウンド	八百津町八百津3412番地1	東部・北部地区を除く八百津地区全自治会	3,625
丸山運動場	八百津町八百津1516番地1	東部地区	6,589
人道の丘公園	八百津町八百津1088番地2	東部地区	17,511
北部農村センター	八百津町八百津6928番地3	北部地区	745
和知小学校 グラウンド	八百津町和知1227番地	和知地区全自治会	3,782
和知運動場	八百津町和知1706番地	和知地区全自治会	4,524
八百津中学校 グラウンド	八百津町野上916番地4	野上地区自治会	13,044
蘇水公園	八百津町伊岐津志2731番地5	八百津・錦津地区全自治会	23,983
錦津小学校 グラウンド	八百津町伊岐津志1806番地	錦津地区全自治会	1,847
久田見小学校 グラウンド	八百津町久田見2741番地	久田見地区全自治会	6,663
八百津東部中学校 グラウンド	八百津町久田見3376番地1	久田見地区全自治会	9,241
福地運動場	八百津町福地775番地3	福地地区全自治会	4,786
潮見小学校 グラウンド	八百津町潮見1125番地	潮南地区全自治会	2,361
潮南環境改善 センター	八百津町潮見808番地9	潮南地区全自治会	2,333

## 避難可能な施設

施設名	位置	対象自治会	収容可能 人員(人)
八百津小学校 体育館	八百津町八百津3784番地	東部・北部地区を除く八百津地区自治会	1,027
B & G 体育館	八百津町八百津3398番地1	八百津地区自治会	551
北部農村センター	八百津町八百津6928番地3	北部地区	92
東部農村センター	八百津町八百津572番地2	東部地区	76
八百津町 中央公民館	八百津町八百津3827番地1	八百津地区全自治会	1,950
八百津町デ イサービスセンター	八百津町錦織1160番地5	錦織東、西自治会	232
和知小学校 体育館	八百津町和知1227番地	和知地区全自治会	450
和知体育館	八百津町和知1706番地	和知地区全自治会	386
和知研修 センター	八百津町和知1692番地	和知地区全自治会	478
八百津中学校 体育館	八百津町野上916番地4	須賀野上地区自治会	1,131
錦津小学校 体育館	八百津町伊岐津志1806番地	錦津地区全自治会	375
錦津公民館	八百津町伊岐津志1801番地2	錦津地区全自治会	406
久田見小学校 体育館	八百津町久田見2741番地	久田見地区全自治会	450
東部デイベ サービスセンター	八百津町久田見2761番地8	久田見地区全自治会	203
八百津東部 中学校体育館	八百津町久田見3376番地1	久田見地区全自治会	541
久田見環境 改善センター	八百津町久田見2745番地7	久田見地区全自治会	287

添付資料

福地体育館	八百津町福地775番地3	福地地区全自治会	328
福地公民館	八百津町福地757番地2	福地地区全自治会	464
潮見小学校 体育館	八百津町潮見1125番地	潮南地区全自治会	390
潮南環境改善 センター	八百津町潮見808番地9	潮南地区全自治会	363

## 資料7 ヘリコプター着陸可能地（発着場所）

名 称	所在地（住所）	町役場からの距離 （m）	広さ （m）
八百津小学校グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町八百津 3784	20	110 × 80
八高跡グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町八百津 3412-1	200	100 × 60
丸山運動場	岐阜県加茂郡八百津町八百津 1516-1	3,800	100 × 90
和知運動場	岐阜県加茂郡八百津町和知 1706	4,100	120 × 90
八百津中学校グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町野上 916-4	1,800	100 × 200
蘇水公園グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津 志2731-5	900	200 × 130
錦津小学校グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津 志1806	2,100	100 × 50
久田見小学校グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町久田見 2741	12,900	115 × 60
八百津東部中学校グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町久田見 3376-1	13,800	130 × 80
福地運動場	岐阜県加茂郡八百津町福地 775-3	17,800	120 × 55
元潮南中学校グラウンド	岐阜県加茂郡八百津町潮見 230-2		52 × 40
原運動場	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津 志2807-2	2,400	100 × 70

資料8 町の概要（気象・人口）

気象概要

年次	月													平均	合計	
	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
13	気温	最高（ ）	14.0	19.5	22.1	28.7	31.4	33.9	37.8	38.8	35.1	28.4	23.0	15.6	27.4	
		最低（ ）	-4.7	-5.1	-4.3	-1.5	7.4	11.3	19.3	19.6	10.3	7.1	0.8	-3.3	4.7	
	平均湿度（％）	65.2	48.6	52.3	41.7	55.6	65.0	58.1	63.9	59.7	60.0	50.9	57.4	56.5		
	降雨量（mm）	120.0	43.0	66.0	22.0	120.0	212.0	178.0	293.0	116.0	179.0	50.0	33.0	119.3	1,432.0	
14	気温	最高（ ）	14.2	16.3	21.2	27.0	28.7	32.7	37.5	38.0	36.3	29.9	19.5	19.0	26.7	
		最低（ ）	-6.2	-3.8	-2.9	3.3	9.3	12.5	18.4	15.9	11.4	2.5	-1.3	3.9	5.3	
	平均湿度（％）	69.6	50.3	44.6	53.9	64.8	60.6	72.4	58.9	63.1	60.5	63.0	63.4	60.4		
	降雨量（mm）	76.0	15.0	131.0	140.0	117.0	144.0	192.0	74.0	133.0	160.0	40.0	70.0	107.7	1,292.0	
15	気温	最高（ ）	12.7	18.7	19.7	28.5	30.5	33.6	31.9	37.1	34.9	26.0	25.5	18.0	26.4	
		最低（ ）	-6.3	-3.6	-3.1	1.5	6.7	12.3	17.8	19.4	12.5	4.9	1.2	-4.9	4.9	
	平均湿度（％）	57.6	55.2	46.5	64.8	57.2	68.2	80.0	75.8	66.1	59.6	74.5	66.0	64.3		
	降雨量（mm）	79.0	51.0	89.0	228.0	135.0	126.0	371.0	260.0	171.0	77.0	169.0	21.0	148.1	1,777.0	
16	気温	最高（ ）	12.9	18.7	21.7	30.0	29.8	32.5	36.9	36.8	32.7	28.5	23.9	21.9	27.2	
		最低（ ）	-4.7	-4.4	-4.4	1.3	10.3	12.8	20.1	19.0	15.9	5.6	2.7	-2.3	6.0	
	平均湿度（％）	54.6	60.3	50.8	47.7	71.9	70.1	66.4	70.3	80.7	71.7	64.4	61.5	64.2		
	降雨量（mm）	15.0	52.0	56.0	129.0	344.0	190.0	59.0	255.0	287.0	337.0	70.0	86.0	156.7	1,880.0	
17	気温	最高（ ）	12.6	14.8	20.3	30.3	30.5	34.5	36.2	36.8	35.2	33.0	26.4	15.8	27.2	
		最低（ ）	-5.1	-4.6	-3.8	0.1	6.0	13.5	19.0	18.1	17.8	6.8	-1.5	-6.0	5.0	
	平均湿度（％）	60.8	57.9	52.5	40.8	46.2	60.5	66.1	64.7	59.5	56.7	48.3	60.4	56.2		
	降雨量（mm）	9.0	57.0	151.0	48.0	94.0	88.0	271.0	152.0	110.0	86.0	82.0	54.0	100.2	1,202.0	

平均湿度は午前12時時点の数値

（資料：関西電力(株)兼山発電所）

国勢調査人口の推移

